

## 目次

### 告示

○教育職員免許状の失効について..... 1

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第43号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和5年8月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	乙川 顕 寿	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
中学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平12中一種第0612号	平成13年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭専修免許状 (外国語(英語))	平14中専修第0110号	平成15年3月14日		
高等学校教諭1種免許状 (外国語(英語))	平12高一種第0918号	平成13年3月15日		
高等学校教諭専修免許状 (外国語(英語))	平14高専修第0268号	平成15年3月14日		
失効年月日	令和5年8月4日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当			
氏名	堀江 寿 春	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
小学校教諭1種免許状	平6小1第848号	平成7年3月15日	北海道教育委員会	
中学校教諭1種免許状 (数 学)	平6中1第1356号			
高等学校教諭1種免許状 (数 学)	平6高1第2377号			
失効年月日	令和5年8月4日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当			

